

公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書

令和 年 月 日

Tech Osaka Summit
実行委員会 委員長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

「Tech Osaka Summit 2027」ピッチコンテスト企画・運営等業務委託の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

（誓約事項）

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
 - ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
 - エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
 - オ 適切な情報セキュリティー・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
 - カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
 - キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たすこと。
 - （1）構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者であること。
 - （2）参加申請以後における、代表者及び構成員は原則変更しない。
 - （3）代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出していること。
 - （4）参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出していること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - （5）単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となっていない。
 - （6）各構成員は、複数の共同事業体の構成員となっていない。
- ・本誓約事項に相違があつた場合は、公募型プロポーザル参加資格を取り消されても異議申立てを行わないこと。